

マイナンバー制度に係る事業者への周知徹底等に関する要望

平成 27 年 4 月 10 日
日本商工会議所

商工会議所では、かねてより社会保障と税に共通した社会的インフラとして番号制度の早期導入を求めてきたところであり、平成 27 年 10 月から国民へ共通番号（マイナンバー）が通知され、平成 28 年 1 月から利用が開始されることを評価している。

しかし、通知を 6 カ月後に控える中、マイナンバーの各行政手続き書類への記載や、マイナンバーを含む特定個人情報の管理が義務づけられる事業者への周知は、現時点において決して十分であるとは言い難い。

主要商工会議所のアンケート（※）では、制度導入への対応に「すでに取り組んでいる」と回答した企業はわずか 5 %にとどまり、「制度自体が不明」「何をすべきかがわからない」と回答した企業が 44 %を占めるなど、事業者の対応に大幅な遅れが生じている。

特に、特定個人情報の管理については、罰則規定が盛り込まれたことにより、多くの事業者には様々な誤解や過度な不安感が広がっており、事業者の規模や扱う特定個人情報のレベルに応じた適切な管理方法を、具体的かつ早急に周知徹底する必要がある。

については、マイナンバー制度の導入に向けて事業者が円滑かつ適切に対応できるよう、下記の各項を含む必要十分な対策を講じられたい。

記

1. 国民一般がまず行う具体的な対応（番号通知書の保管、給与支払者への番号通知）の周知に加え、事業者側の視点に立った周知徹底を図る必要がある。特に、小規模・中小企業については、従業員数や人事・経理システムの有無等でその対応レベル（①事務取扱担当者の教育、②番号の収集、③管理）が異なるため、規模別の対応例をビジュアル化したわかりやすい資料で周知すること。
2. 特定個人情報の管理方法について、直罰・両罰規定が適用され得る範囲をわかりやすく明示し、事業者の過度な不安感の払しょくに努めること。
3. 今後、事業者からの相談が急増することが見込まれるため、各行政機関等を通じた十分かつ多様な相談体制を確保すること。特に、地域での相談にきめ細かく対応できるよう都道府県、市町村、税務署、社会保険事務所等、関係地方行政機関における相談窓口（電話、対面）を設置すること。
4. 行政、公的機関、商工会議所等が実施する事業者向け説明会では、開催場所や回数などに物理的な限界がある。マイナンバーを利用する行政手続きに係る税・社会保険関係機関からの周知・広報を前倒し、前広に徹底すること。
5. 制度導入に伴う事業者のシステム改修等で一定以上の費用負担が生じる場合の経済的支援措置を検討すること。

以上

（※）2015 年 4 月以降東京、大阪、名古屋、新潟で商工会議所が開催するセミナーに申し込んだ事業者計 1,162 社の回答を集計したもの